

室蘭市公設地方卸売市場【関連事業者（関連店舗使用者）】募集要領

1. 室蘭市公設地方卸売市場【関連事業者（関連店舗使用者）】の募集について

室蘭市東町3丁目に移転した「室蘭市公設地方卸売市場」の市場機能の充実、並びにふれあい機能、市民利用の拡大に向け、例えば、市場で買い付けた新鮮な魚介類を提供する飲食店や鮮魚小売店など、「市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者その他の市場の利用者に便益を提供する」という目的に合致した事業を営む「関連事業者（関連店舗使用者）」を募集します。

募集にあたっては、関連店舗の活用方法などに関する事業計画書の提出を求め、選定委員会により評価したうえで関連店舗の使用の可否を決定します。

2. 募集する物件（関連店舗）の概要

(1) 所在地

- ・室蘭市公設地方卸売市場内（北海道室蘭市東町3丁目1番12号）

(2) 募集店舗数及び面積

- ・関連店舗全6店舗のうち、**3店舗（48㎡×3店舗）**

(3) 募集する関連店舗の概要

- ・関連店舗の図面は、別添のとおり。

なお、関連店舗の詳細（照明器具や水道、ガスの配管、トイレほか既設設備についてなど）や、現地確認の日程調整については、電話やE-mailによりお問い合わせください。

- ・関連店舗の造作や模様替にかかる費用は、関連事業者の負担となります。

(4) 関連事業者売場使用料

- ・1か月1㎡あたり1,500円（消費税抜き）のため、1コマあたり、**月額79,200円（消費税込み）**

(5) 保証金

- ・関連事業者売場使用料（月額、消費税抜き）の6倍の額 **432,000円** を預託していただきます。保証金を預託した後でなければ、業務を開始することはできません。

3. 関連事業者に必要な資格・条件

(1) 業務を遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者であること。

(2) 市場内の事業者と競合せず※、かつ市場関係者に便益を提供する事業を営むこと。

※例えば、関連店舗において生鮮水産物及びその加工品の卸売を行うことはできません。

（室蘭市公設地方卸売市場業務条例第24条第1項第1号）

(3) 次に該当する者でないこと。

①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

②市税を滞納している者。

③役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

4. 関連店舗の利用に関する条件

(1) 関連店舗利用の用途

- ①提案事業が市場機能の充実、並びにふれあい機能、市民利用の拡大に向け、例えば、市場で買い付けた新鮮な魚介類を提供する飲食店や鮮魚小売店など、「市場機能の充実に図り、又は出荷者、売買参加者その他の市場の利用者に便益を提供する」（室蘭市公設地方卸売市場業務条例第24条第1項）という関連事業者の設置目的に合致した事業であること。
- ②提案事業に関連する各関係法令、条例等を遵守すること。

(2) 事業着手の時期

関連事業者の承認を受けた日から3か月以内に事業に着手すること。なおこの場合、関連店舗における業務の開始、ないし関連店舗への造作や模様替の着工をもって事業着手とみなします。

(3) 転貸の禁止

関連店舗を第三者に転貸することは、原則禁止します。

(4) 使用可能電力（低圧電力引き込み）

単相3線式／40AT、三相3線式／20AT いずれも8kW

5. 事業計画書受付期間、受付場所等

(1) 募集に参加される方は、下記の書類を持参のうえ提出してください。

- ①室蘭市公設地方卸売市場【関連事業者（関連店舗使用者）】募集参加申込書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③滞納無証明書
- ④法人登記事項証明書（交付後3か月以内のもの）

(2) 受付期間 随時（土・日曜日と祝日は除きます。） 午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所 室蘭市役所（本庁2階）農水産課市場係

6. 事業計画書

(1) 募集参加に必要な事業計画書には、「4. 関連店舗の利用に関する条件」を満たす内容で、次の各項目について記載してください。

- ① 応募者の概要及び提案事業に関する実績
- ② 事業内容
※事業内容が、室蘭市公設地方卸売市場の市場機能の充実、並びにふれあい機能、市民利用の拡大に資する内容であることを説明すること。
- ③ 事業収支計画
- ④ 関連店舗の利用イメージ（椅子・テーブルや備品類の配置など）を示した図面
- ⑤ 提案事業のスケジュール

(2) 提出様式 事業計画書書（様式2）を参考に、任意の形式で作成してください。

(3) 提出部数 正本（社印及び代表者印を押印したもの）1部・副本（押印不要）8部

(4) 関連店舗図面 関連店舗の図面は、参加受付期間中に受付場所で配布しています。

(5) 質問等 事業計画書等に関する質問等は、随時受け付けます。

本募集要領及び様式1～2の各様式は、参加受付期間中に受付場所で配布しているほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページでダウンロードできます。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6500/kanrentenpo-bosyu.html>

7. 選定方法

- (1) 本市は、関連事業者を選定するために「室蘭市公設地方卸売市場関連事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置します。「選定委員会」は、提案された事業計画が関連事業者に必要な資格・条件や関連店舗の利用に関する条件を満たしているか否かの判断を行ったうえで、事業計画書を評価（必要に応じプレゼンテーションを実施のうえ評価）、採点し、募集する全ての店舗の使用者が決まるまで最も点数の高かった提案者から順に、関連事業者とします。
- (2) 「選定委員会」の議事内容は非公開とします。

8. 結果通知

選定結果は、参加者全員に文書で通知します。

令和4年9月26日

令和5年3月 1日 一部追記

令和5年6月 1日 一部追記

室 蘭 市 長 青 山 剛

問い合わせ先

室蘭市幸町1番2号

室蘭市経済部農水産課市場係（本庁2階）

電話直通（0143）22-1011

ファクス（0143）25-2478

E-mail nousuisan@city.muroran.lg.jp